

富田林市地域公共交通計画策定支援業務

公募型プロポーザル実施要領

令和4年5月

富田林市交通会議

1. 趣旨

この要領は、富田林市交通会議（以下「交通会議」という。）が発注する「富田林市地域公共交通計画策定支援業務」を委託するに際し、価格による競争のほか、より充実した業務内容も踏まえた業者選定を行うことを目的として、公募型プロポーザル方式により、受注者として契約を締結するための協議を行う事業者（以下「受注候補者」という。）を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務の名称

富田林市地域公共交通計画策定支援業務

(2) 業務の目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）に基づく「富田林市地域公共交通計画（案）」の策定に関し必要な業務を行う。

(3) 業務の内容

- ① 計画準備
- ② 地域公共交通の現状、問題点等の整理
- ③ 地域公共交通計画（案）の策定
- ④ 交通基本計画修正
- ⑤ 交通会議運営支援
- ⑥ 計画書とりまとめ
- ⑦ 報告書作成
- ⑧ 打合せ協議

(4) 業務の仕様

別紙「富田林市地域公共交通計画策定支援業務 特記仕様書」のとおり

3. 契約期間

契約日の翌日～令和5年3月31日

※ 契約日は、国土交通省への補助金交付申請に基づく交付決定を受けた日以降で、発注者が指定する日とする。

4. 提案限度額

9,090,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

5. 参加資格

この業務のプロポーザルに参加する資格を有する者は、次の各号に掲げる条件の全てに

該当するものとする。

- (1) 令和4年度における本市入札参加資格（物品・業務委託）の登録において、「073 ※調査・分析・計画策定」の業種に登録（詳細業種の種類は問わない。）があること。
- (2) 本業務の公募開始の日から契約締結の日までの期間中、富田林市入札等参加停止要綱（令和2年富田林市要綱第7号）に基づき、本市の入札等参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 令和3年度までに、活性化再生法に基づく「地域公共交通計画」（活性化再生法一部改正前の「地域公共交通網形成計画」を含む。）の策定支援業務の元請事業者として受注実績があること。
- (4) 富田林市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (5) その他、本業務の受注者となり得る者としてふさわしくない者でないこと。

6. 選考スケジュール

公募から契約締結までのスケジュールは、以下のとおりとする。

日程	内容
令和4年5月18日	本要領の公表
令和4年5月18日～5月31日	質疑受付、及び参加申込書類の提出期間
令和4年6月3日まで	質疑に対する回答
令和4年6月6日～6月17日	提案書類の提出期間
令和4年6月29日	受注候補者選定委員会（時間は別途通知します）
令和4年7月1日	審査結果通知
令和4年7月1日以降、指定日	契約締結

7. 参加申込書類の提出

- (1) 提出書類及び必要部数
 - ① 参加申込書 兼 誓約書（様式1） 原本1部
 - ② 業務実績書（様式2） 原本1部
 - ③ 業務の実施体制（様式3） 原本1部
 - いずれの書類も、原本には入札参加資格申請書と同一の印鑑を押印のこと。
- (2) 提出期限
令和4年5月31日（火）17時30分まで

8. 仕様書に関する質疑受付

仕様書の内容について、質疑がある場合は、下記の要領にて質疑すること。なお、質疑

の有無は、本プロポーザルの審査に影響されない。

- (1) 質疑締切：令和4年5月31日（火）17時30分まで
- (2) 提出方法：別添の質疑書（様式4）により、電子メールにて提出
※ 指定以外の方法による質疑、又は受付期間後の質疑は受け付けない。
- (3) 質疑回答：令和4年6月3日（金）までに、参加申込書類の提出があった事業者（以下「参加者」という。）に対し電子メールにて回答
- (4) 提出先：富田林市交通会議事務局
（富田林市役所産業まちづくり部道路交通課内）

9. 提案書類の提出

- (1) 提出書類及び必要部数
A4サイズ、印刷の向きを縦向きとし、フラットファイル等に綴じること。
 - ① 参加申込書 兼 誓約書（様式1） 原本の写し1部、副本15部
 - ② 業務実績書（様式2） 原本の写し1部、副本15部
 - ③ 業務の実施体制（様式3） 原本の写し1部、副本15部
 - ④ 見積書（様式5） 原本1部、副本15部
 - 印鑑は、入札参加資格申請書と同一の印鑑を押印のこと。
 - 消費税額及び地方消費税額を含まない金額を記載すること。
 - 見積書の金額が、提案限度額を超過した場合は、失格とする。
 - ⑤ 積算内訳書（任意様式） 原本1部、副本15部
 - 内訳書の合計金額（税抜き）が、見積書の金額と一致していること。
 - ⑥ 企画提案書類（任意様式） 原本1部、副本15部
 - ⑦ 資格調書（任意様式） 原本1部、副本15部
 - 申請時に資格取得がわかる証明書類の添付は求めないが、受注候補者となった場合に、当該証明書類の写しの提出を求める場合があるので、あらかじめ準備すること。
 - ⑧ 受注実績のある直近の「地域公共交通計画」又は「地域公共交通網形成計画」の成果品（概要版でも可能とする） 原本1部、副本15部

※ 以上の書類一式をデータでも提出を求める場合があるので、提出できるようにあらかじめ準備すること。
- (2) 提出期限
令和4年6月17日（金）17時30分まで

10. 参加申請辞退について

本プロポーザルに参加申込を行ったのち、参加者の都合により本プロポーザルの参加を辞退する場合は、受注候補者選定委員会開催日の前日（令和4年6月28日ま

でに辞退届（様式6）原本1部を提出すること。

- 印鑑は、入札参加資格申請書と同一の印鑑を押印のこと。

1 1. 参加申込書類の提出方法、及び、提案書類の提出方法について

(1) 提出方法

① 原本及び副本 郵送または持参

参加申込書類、提案書類等の持参による提出日時は、各提出期間中の平日（月曜日～金曜日）の9時～17時30分とする。

副本15部については参加者名の記載及び押印はしないこと。

書類到達の有無に関し、事務局は一切その責めを負わないので、郵送方法には特に留意すること。

② データ（交通会議が必要と認める場合） E-Mail

E-Mailの件名を「【参加者名】富田林市地域公共交通計画策定支援業務 公募型プロポーザル参加申請書類」とすること。

データ形式について、交通会議の指定する様式についてはMicrosoft社のExcel形式のデータで、任意様式についてはPDF形式のデータにて送付すること。

(2) 提出期間

上記の6. 選考スケジュールを参照のこと

(3) 提出先

富田林市交通会議事務局（富田林市産業まちづくり部道路交通課内）

(4) 留意事項

① 提出された参加申込書類、及び提案書類が、次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加申請を無効とする。

- 必要書類の全部または一部について、提出期間外に提出した場合
- 指定した提出場所以外の場所又は送付先に提出した場合
- 異なった提出方法により提出した場合
- 指定された様式以外の様式で提出した場合
- 内訳書の金額が見積書の金額と異なる金額を記載した場合
- 参加申込書類、及び提案書類に虚偽の記載があった場合

② 一度提出された参加申込書類、及び提案書類の差し替え及び再提出は認めない。

③ 事務局への提出された参加申込書類、及び提案書類は返却しない。

④ 事務局が、本プロポーザルの審査の目的以外で参加申込書類、及び提案書類を使用することはない。ただし、富田林市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書として取り扱うものとする。

- ⑤ 本プロポーザルにかかる書類の作成及び提出その他一切の費用は、参加者の負担とする。
- ⑥ 審査の公平性を著しく害する行為があった場合、その他提案にあたり著しく信義に反する行為等があると認めた場合は、当該参加者の参加申請を取り消す場合がある。
- ⑦ 提出期間内に参加申込がなかった場合、又は、提案限度額の範囲内での見積書の提出がなかった場合は、直ちに本プロポーザルの実施を中止する。

12. 受注候補者の選定

(1) 選定方法

- ① 受注候補者の選定は、参加者が提出した提案書類の内容に基づいてプレゼンテーションを行うため、富田林市地域公共交通計画策定支援業務受注候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による選定とする。
- ② 受注候補者の選考は匿名で行う。
- ③ 選定委員会の開催日に、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等が発令されたときは、選定委員会をオンライン通信等による選定委員会の開催、又は、開催を見送る場合がある。開催を見送る場合において、提案書類の内容について事務局が確認すべきことがあった場合に、電話等によるヒアリングを行うものとする。

(2) 選定委員会の日時

令和4年6月29日（水）

※ プレゼンテーションの時間は、提案書類の提出締切後に通知する。

(3) 留意事項

- ① 選定委員会は非公開とする。
- ② 1参加者につき、プレゼンテーションを15分、選定委員によるヒアリングを15分の30分程度とする。
- ③ プレゼンテーションでは、選定委員の紹介等は省略し、速やかに準備の上、説明を開始するものとする。
- ④ プレゼンテーション当日に、提案書類以外の追加資料を用いて説明することは認められない。また、提案書類の変更も同様とする。
- ⑤ 選定会場内における資料等への社名等の記載や発言その他参加者が特定されるような言動には十分留意すること。
- ⑥ 選定委員会に出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、プロポーザルに辞退されたものとする。
- ⑦ プレゼンテーションに必要な機器は参加者で用意すること。ただし、スクリーンやプロジェクターについては事務局にて用意する。

(4) 選定手続

- ① 見積書金額を40点満点、業務実績・資格・実施体制・企画提案・工程管理を60点満点とし、合計100点満点で競うものとする。
- ② 参加者が提出した提案書類の内容について、選定委員が「富田林市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル審査基準」に基づき審査し、各選定委員の評価点の平均が最も高かった参加者（以下「最高評価者」という。）を受注候補者とし、次に高かった参加者を次点とする。
- ③ 最高評価者が複数の場合は、企画提案の評価点が最も高かった者を受注候補者とする。ただし、企画提案の評価点が最も高かった者が複数の場合は、くじにより受注候補者を決定するものとする。
- ④ 最高評価者の評価点が70点未満であった場合は、受注候補者を決定しない場合がある。

(5) 選定基準

「富田林市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル審査基準」を参照のこと。

(6) 参加者が1者の場合の取り扱い

当該参加者が提出した提案書類の審査において、各選定委員の評価点の平均が70点以上であった場合、当該参加者を受注候補者と決定する。

13. 審査結果通知

応募のあった全ての参加者に、審査結果を文書で通知するとともに、全参加者への通知後に本市ウェブサイトにて、選定結果及び評価結果を公表する。

14. 契約手続等

本プロポーザルにより受注候補者となった者は、業務内容に関する協議を行ったのち、再度、見積書その他交通会議が必要とする書類を徴収したうえで、交通会議を発注者として、随意契約により業務委託契約を締結するものとする。

交通会議と協議が調わなかったときは、契約を締結する資格を失うので、留意すること。この場合において、次点の参加者が受注候補者となり、以下同様とする。

15. その他

本実施要領に掲げる手続き方法等について質問がある場合は、下記問い合わせ先まで連絡するものとする。ただし、仕様書に関する質疑については、前述の方法に従って行うものとする。

本実施要領に定めのない事項については、本市が定める「競争入札の心得」の規定、及び、競争入札執行の手続きを準用するものとする。

※ 本市の「競争入札の心得」は、本市ウェブサイトの「契約検査課」のページにおいて公表している。

【お問い合わせ先】

富田林市交通会議事務局

所在地 : 〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

富田林市役所 産業まちづくり部 道路交通課 交通政策係

電話番号 : 0721-25-1000 (内線 416・417)

FAX 番号 : 0721-24-0269

E-Mail : douro@city.tondabayashi.lg.jp